

埼玉県情報公開条例施行規則

〔平成13年 3月30日〕
埼玉県規則第37号

(条例第2条第2項第2号の規則で定める機関)

第1条 埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第2条第2項第2号の規則で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- 一 埼玉県平和資料館
- 二 埼玉県立歴史と民俗の博物館
- 三 埼玉県立さきたま史跡の博物館
- 四 埼玉県立嵐山史跡の博物館
- 五 埼玉県立近代美術館
- 六 埼玉県立自然の博物館
- 七 埼玉県立川の博物館

(実施状況の公表)

第2条 条例第36条の公文書の開示の実施状況の公表は、毎年6月末日までに埼玉県報への登載その他の方法により行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 開示請求の状況
- 二 開示又は不開示の決定状況

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。